

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	省略				市長	省略			
	三田市行政評価委員会	(1) 三田市行政評価条例(平成27年三田市条例第28号。)第5条第3項に規定する外部評価に関すること。 (2) 行政評価の見直しについて意見を述べること。	10人以内	2年		三田市行政評価委員会	(1) 三田市行政評価条例(平成27年三田市条例第28号。)第5条第3項に規定する外部評価に関すること。 (2) 行政評価の見直しについて意見を述べること。	10人以内	2年
						市民病院の継続的な経営に関する審議会	(1) <u>市民病院における経営の現状と課題に関する事項についての調査審議</u> (2) <u>市民病院の経営形態の見直しに関する事項についての調査審議</u>	9人以内	<u>諮問に係る審議が終了するまで</u>
省略					省略				
以下省略					以下省略				